

令和 6 年度  
地域課題に取り組むNPO等補助金  
概要説明

神戸市地域協働局地域活性課

## 1. 趣旨

神戸市内における様々な地域課題に取り組む活動を支援することにより、公益的な活動のすそ野を広げ、市民の参画を推進することを目的とします。



## 2. 補助対象団体

以下の全ての要件を満たしたNPO法人、一般社団法人、地域団体、任意団体など（以下「団体」という。）が対象です。

- ① 2名以上で構成されていること
- ② 神戸市内に活動の拠点を持つこと
- ③ 神戸市内の地域課題に取り組む活動を実施すること
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、役員若しくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと

### ポイント

- ・ 法人の認証を受けていないNPOや、企業に勤めながら活動をされている団体、学生の皆さんで構成され継続的に活動を行っている団体なども申請可能です。
- ・ 本拠地が神戸市以外でも、神戸市内に何らかの拠点を有していれば、対象団体となります。

### 3. 補助対象活動

神戸市内における

- こども食堂    ○学習支援    ○ひとり親家庭支援    ○シニア世代の見守り
- こども・若者ケアラーの支援    ○生物多様性への取組
- 在住外国人の支援や多文化共生のまちづくり    ○食品ロス    ○里山再生  
など

#### 補足

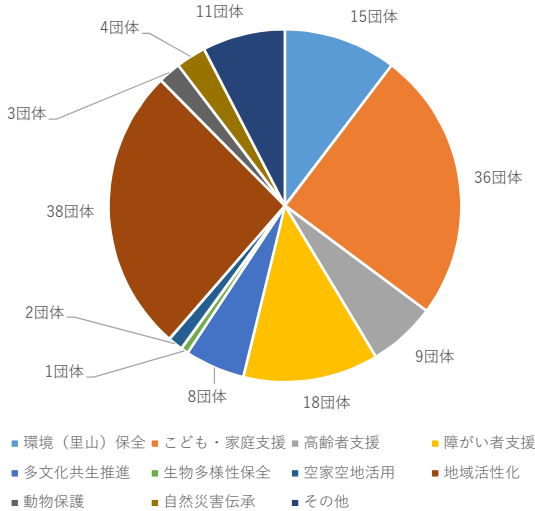
補助の対象となる活動は、次に示す要件すべてに該当する活動となります。

- ① 神戸市内の地域課題に対し神戸市内において取り組む継続的な活動であること
- ② 営利及び学術研究を目的とした活動でないこと
- ③ 政治的活動又は宗教的活動でないこと
- ④ 公序良俗に反するなど、補助対象として適当でないと認められる活動でないこと

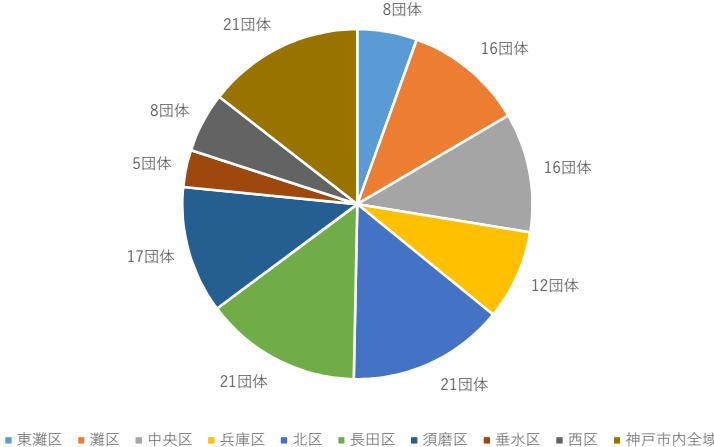
# 3. 補助対象活動

令和5年度 実績

活動分野



活動区



### 3. 補助対象活動

#### 令和5年度 採択活動例

- ・1人親や共働き世帯の家庭で課題を抱えている子どもたちや、海外にルーツを持ち言語の壁に悩まされている子どもなどを対象に、子ども食堂や学習支援を行う。
- ・農業体験事業や生物の多様性実態調査を行い、地域内のコミュニティ活性化や里山活性化につなげる。
- ・本を通して交流の場（ネットワークづくり）を提供する。無料で読むことができる巣箱型の本棚を設置し、本を寄贈するシステムを構築する。本棚は六甲山の間伐材などを使用し、森林問題にも向き合う。
- ・単身高齢世帯へ弁当宅配を通して健康管理、安否確認を行う。身の回りのちょっとした困りごとをお手伝いする地域助け合いサービスを行う。
- ・経済的理由により塾に通うことができない中学生を対象に、夜間に学習支援を実施する。経済格差と学力格差の連鎖を解消し、希望校進学実現を目指す。
- ・新聞エコバッグ製作事業を通じて、環境問題を解決し、特別支援学校生徒の社会進出を支援する。

## 4. 補助率・補助上限額

本補助事業は、地域課題に取り組む団体の継続的な活動を支援するため、  
【最大3年間】の補助を行います。

【1年目】50万円もしくは補助対象経費の100%のいずれか低い額

【2年目】30万円もしくは補助対象経費の60%のいずれか低い額

【3年目】20万円もしくは補助対象経費の40%のいずれか低い額

### 補足

- ・活動歴ではなく、初めて本補助金を受ける団体に【1年目】が適用されます。

## 5. 補助対象経費

対象：すべての補助対象団体

### (1) 活動経費

- ア 報償費、消耗品費、旅費、会場借上げ料等、地域課題解決にかかる活動実施に伴う支出に関する経費
- イ 賃貸借契約を締結する物件において実施する、地域課題解決にかかる活動に対する賃料  
(活動1回あたり5,000円、補助対象経費全体の20%を上限)

対象：補助対象団体のうち法人格を有する団体

### (2) 運営経費

- 人件費、賃料、光熱水費等、団体の運営に要する経費  
(補助対象経費全体の30%を上限)



## 5. 補助対象経費

### (1) 活動経費

ア 報償費、消耗品費、旅費、会場借上げ料等、地域課題解決にかかる活動実施に伴う支出に関する経費

#### 補足

- ①領収書で支出を確認できる活動に伴う経費。人件費及び家賃等は除きます。
- ②※会場借上げ料は、レンタル会議室や集会所など、単回利用かつ支出を証する領収書等が発行されるものをいいます。

#### ポイント

- ・申請いただいた活動に直接関係する費用のみ補助対象とします。  
例えば、こどもの居場所づくり事業で申請した場合、そこで使用する文房具等は対象経費となりますが、事務所で使用される文房具の経費などは対象外となります。
- ・消耗品や、機器類など備品等については、単価上限を【¥50,000（税込）】とします。  
それより高い単価のものは、対象外となります。
- ・また、申請活動期間外に購入されたものも対象外となります。例えば、活動が2月で終了する場合、その後の3月などに購入されたものなどは、直接活動に使用するものと見なせないため、対象外となります。

## 5. 補助対象経費

### (1) 活動経費【対象：すべての補助対象団体】

- イ 賃貸借契約を締結する物件において実施する、地域課題解決にかかる活動に対する賃料※

#### 補足

- ①※賃貸借契約を締結する物件において実施する、地域課題解決にかかる活動に対する賃料に対して補助金を支払います。
- ②活動1回あたり5,000円とし、補助総額の20%を上限とします。

#### ポイント

- ・月に1回以上、5名以上の参加者を募って実施される継続的な活動を対象とし、単発のセミナーなどは対象外とします。
- ・実施回数の上限はありませんが、「(2) 運営経費」における賃料との合計額において、年額及び月額賃料を上回ることできません。
- ・賃貸借契約を締結する物件であれば、申請様式第1号別記3の「神戸市内の拠点となる住所」ではない、別の物件での活動でも対象となります。

## 5. 補助対象経費

- (2) 運営経費【対象：補助対象団体のうち法人格を有する団体】  
人件費、賃料、光熱水費等、団体の運営に要する経費

### 補足

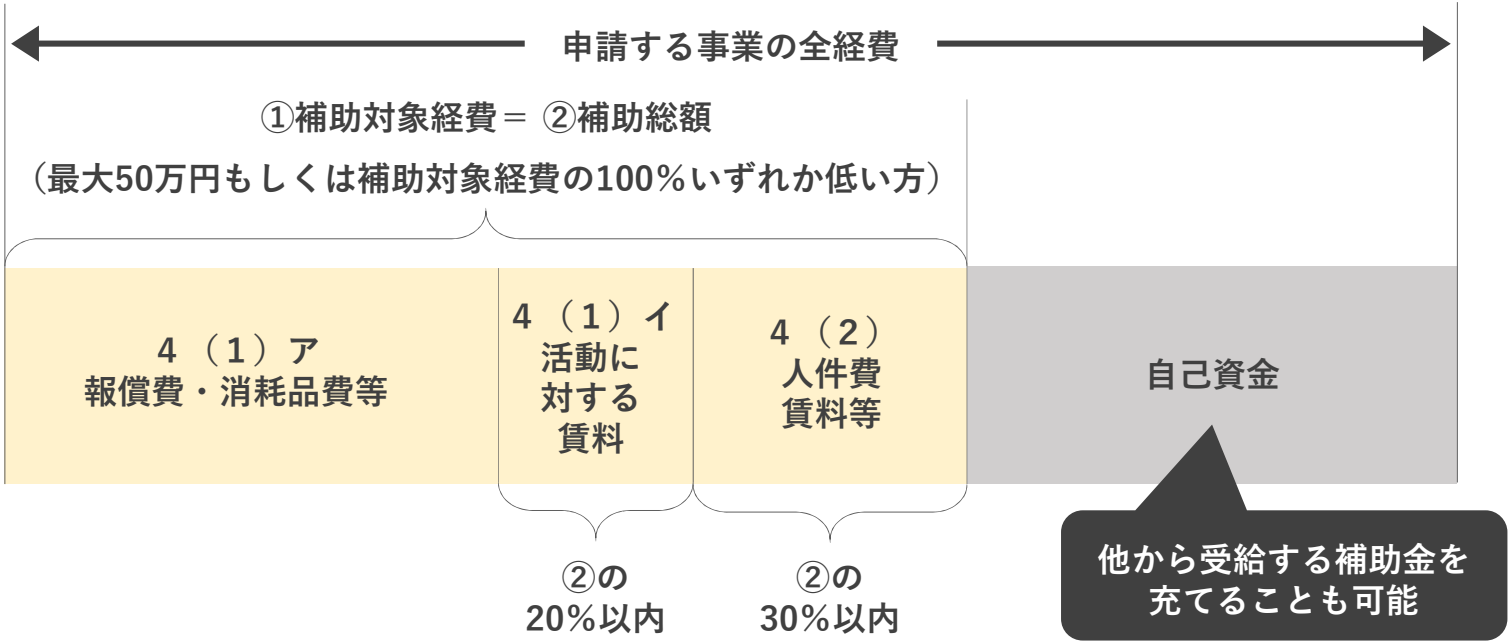
- ①雇用関係のあるスタッフ等にかかる人件費、団体拠点等において毎月支払う賃料、団体拠点等の運営にかかる光熱水費、団体拠点等における電話料金、インターネット経費などの通信費、などが対象となります。
- ②運営経費は、補助総額の30%を上限とします。

### ポイント

- ・申請された事業に直接かかる経費以外で、団体を運営する上で経常的にかかる経費などが対象となります。
- ・賃料については、(1)イと同様に、賃貸借契約物件における活動に対する費用(1回あたり¥5,000)との合計額において、月額及び年間の賃料を上回ることはいけません。

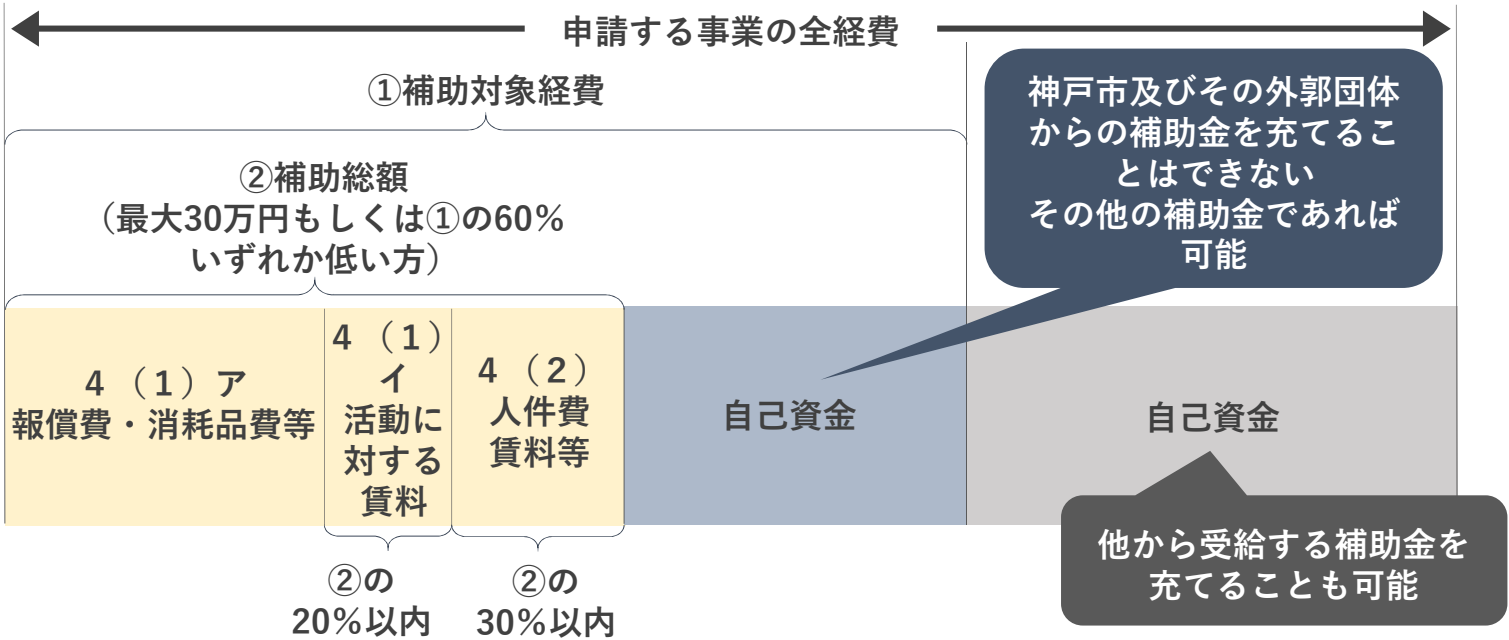
# 6. 補助率・補助上限額の考え方

「1年目」の補助金内訳例

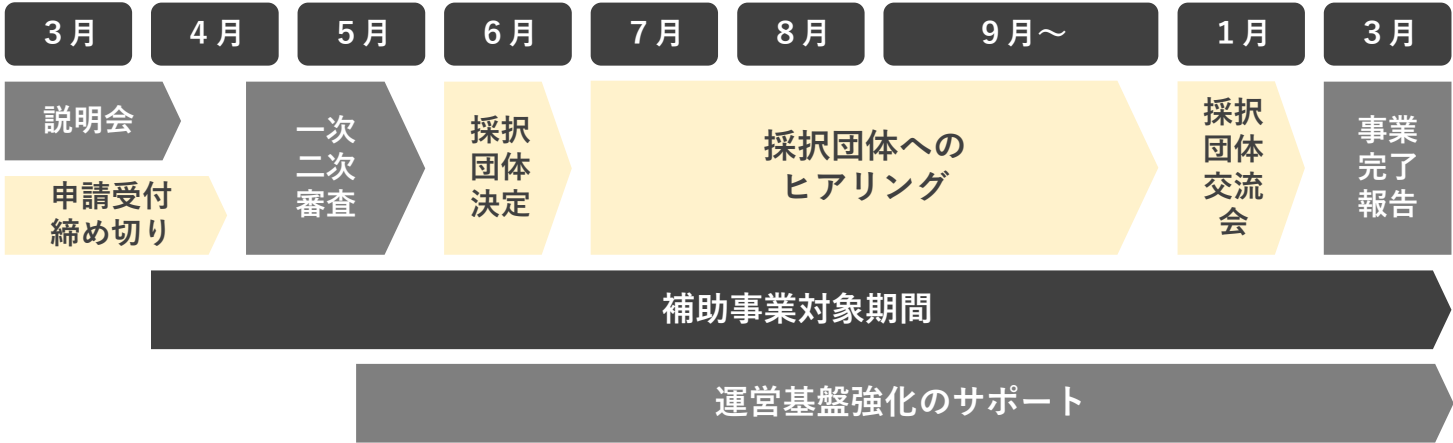


# 6. 補助率・補助上限額の考え方

「2年目」の補助金内訳例



## 7. スケジュール等



### ポイント

- ・本事業では、補助金の交付だけでなく、継続的な活動を支援するという目的から、採択後に実施させていただくヒアリングを通し、運営基盤強化をサポートするとともに、採択団体の交流会を実施し、団体同士のつながりを生み出すことで、地域課題への取組をさらに促進していきます。

## 8. その他の支援制度

### ①地域課題に取り組むNPO等に対する運営支援

→地域課題に取り組むNPO等や地域団体に対して、運営基盤の強化を図る目的のセミナー等の実施や相談窓口の設置による支援を行う。

令和5年度 実施事業者

- ・公益財団法人ひょうごコミュニティ財団
- ・NPO法人コミュニティ・サポートセンター神戸

### ②協働コーディネート業務

→地域課題解決の担い手の発掘から育成、活動支援までを総合的にコーディネートする。

【発掘】 地域課題に取り組む活動やプロジェクトを実施するプレイヤーの発掘・支援

【育成】 地域課題に取り組むイノベーション人材の育成

【活動支援】 地域課題に取り組むNPO等補助金の採択団体へのコーディネート

令和5年度実施事業者：一般社団法人みくもや

## 9. お問い合わせ先

神戸市 地域協働局 地域活性課 NPO支援担当

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所 1号館23階

電話：078-322-6491

E-mail：[social-kobe@office.city.kobe.lg.jp](mailto:social-kobe@office.city.kobe.lg.jp)